

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(役員等の届出)</p> <p>第4条 法第18条第17項の規定による届出は、土地改良区役員就任（退任・変更）届（第3号様式その1）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第5条及び第6条 削除</u></p> <p>(清算人の届出)</p> <p>第8条 法第68条第4項において準用する法第18条第17項の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 土地改良区連合については、第2条から第4条まで及び第7条から第9条までの規定並びに前条（第1号及び第13号から第21号までを除く。）の様式を準用する。</p> <p>附 則</p>	<p>(役員等の届出)</p> <p>第4条 法第18条第16項の規定による届出は、土地改良区役員就任（退任・変更）届（第3号様式その1）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>(総代の届出)</u></p> <p><u>第5条 土地改良区は、政令第22条第1項の規定により総代の当選の効力が生じたときは、総代決定届（第4号様式）を2週間以内に所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(議決事項の届出)</u></p> <p><u>第6条 土地改良区は、総会又は総代会が終了したときは、議決事項届（第5号様式）を2週間以内に所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(清算人の届出)</p> <p>第8条 法第68条第4項において準用する法第18条第16項の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 土地改良区連合については、第2条から第9条まで（第5条を除く。）の規定及び前条（第1号及び第13号から第21号までを除く。）の様式を準用する。</p> <p>附 則</p>

(香川用水土地改良区に関する読替え適用及び適用除外)

- 3 土地改良区のうち香川用水土地改良区については、この規則による改正後の香川県土地改良法施行細則第2条から第4条まで、第7条から第9条まで及び第15条の規定中「所長」とあるのは「知事」と、同規則第1号から第15号まで（第9号及び第10号を除く。）の様式並びに第21号及び第31号様式中「香川県 事務所長」とあるのは「香川県知事」と読み替えて適用し、同規則第16条及び第17条の規定は、適用しない。

(香川用水土地改良区に関する読み替え適用及び適用除外)

- 3 土地改良区のうち香川用水土地改良区については、この規則による改正後の香川県土地改良法施行細則第2条から第9条まで及び第15条の規定中「所長」とあるのは「知事」と、同細則第1号から第15号まで（第9号及び第10号を除く。）の様式並びに第21号及び第31号様式中「県土地改良事務所長」とあるのは「香川県知事」と読み替えて適用し、同細則第16条及び第17条の規定は、適用しない。

第3号様式その1 (第4条関係)

土地改良区役員就任(退任・変更)届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
名称
代表者氏名 ㊤

役員が就任(退任・変更)したので、土地改良法第18条第17項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

1 就任(退任・変更)役員の氏名等

役職名	氏名	住所	被選挙区 (被選任区)	組合員・非 組合員の別	新任・ 再任の別	備考

2 就任(退任・変更)事由

- (1) 年 月 日総会(総代会)における選挙(議決)の結果当選(選任)し、年 月 日就任した。
 (2) 年 月 日任期満了(辞任・死亡)により退任した。
 (3) 年 月 日氏名(住所)を変更した。

3 任期

年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

就任の場合にあつては、

- ① 役員選挙録又は総会(総代会)議事録の謄本(土地改良区設立当時の役員にあつては、選任経過書)
 ② 当選(選任)の公告の写し

第3号様式その1 (第4条関係)

土地改良区役員就任(退任・変更)届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
名称
代表者氏名 ㊤

役員が就任(退任・変更)したので、土地改良法第18条第16項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

1 就任(退任・変更)役員の氏名等

役職名	氏名	住所	被選挙区 (被選任区)	組合員・非 組合員の別	新任・ 再任の別	備考

2 就任(退任・変更)事由

- (1) 年 月 日総会(総代会)における選挙(議決)の結果当選(選任)し、年 月 日就任した。
 (2) 年 月 日任期満了(辞任・死亡)により退任した。
 (3) 年 月 日氏名(住所)を変更した。

3 任期

年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

就任の場合にあつては、

- ① 役員選挙録又は総会(総代会)議事録の謄本(土地改良区設立当時の役員にあつては、選任経過書)
 ② 当選(選任)の公告の写し

第4号様式及び第5号様式 削除

第4号様式 (第5条関係)

総代決定届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地

名称

代表者氏名 ㊟

総代の当選が決定したので、土地改良法施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 総代の氏名等

総代の氏名	住所	選挙の種類	選挙区の区分	備考

2 任期 年 月 日から 年 月 日まで

- (注) 1 選挙の種類欄には、総選挙、補欠選挙等の種類を記載すること。
2 選挙区の区分欄には、選挙区がある場合においては、当該総代の選挙区を記載すること。
3 備考欄には、無投票の場合にあつては㊟、投票の場合にあつては㊞と記載すること。

第5号様式（第6条関係）

議 決 事 項 届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名 ㊦

年 月 日通常（臨時）総会（総代会）が終了したので、土地改良法施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

議決事項の内容

（添付書類）

- 1 議案書
- 2 議事録の謄本

第7号様式（第8条関係）

清算人 就任（退任・変更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
清算法人名
代表者氏名 ㊦

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

清算人の氏名	住 所	就任（退任・変更）年月日	備 考

（注） 備考欄には、理事以外のものを選任した場合にはその旨、退任の場合にはその退任の事由を記載すること。

第7号様式（第8条関係）

清算人 就任（退任・変更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
清算法人名
代表者氏名 ㊦

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

清算人の氏名	住 所	就任（退任・変更）年月日	備 考

（注） 備考欄には、理事以外のものを選任した場合にはその旨、退任の場合にはその退任の事由を記載すること。

第22号様式（第11条関係）

土地改良区合併認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(吸収合併の場合)所在地
名称
代表者氏名 ㊦
(新設合併の場合)設立委員の
住所・氏名 ㊦

土地改良区の合併をしたいので認可されたく、土地改良法第72条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 合併によって解散する土地改良区の名称及び住所を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の定款
- 4 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書並びに当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 5 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 6 合併契約書の謄本
- 7 合併を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 8 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（資産評価をすべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区にあっては、事業報告書、収支決算書及び財産目録）
- 9 借入金に関する債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- 10 新設合併の場合においては、記3及び記6の書類の作成が法第73条第1項の設立委員によってなされたものであることを証する書面

第22号様式（第11条関係）

土地改良区合併認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(吸収合併の場合)所在地
名称
代表者氏名 ㊦
(新設合併の場合)設立委員の
住所・氏名 ㊦

土地改良区の合併をしたいので認可されたく、土地改良法第72条第2項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 合併によって解散する土地改良区の名称及び住所を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の定款
- 4 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書並びに当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 5 合併によって設立する土地改良区又は合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 6 合併契約書の謄本
- 7 合併を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 8 事業報告書、収支決算書及び財産目録
- 9 借入金に関する債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- 10 新設合併の場合においては、記3及び記6の書類の作成が法第73条第1項の設立委員によってなされたものであることを証する書面

第23号様式（第11条関係）

土地改良区連合設立認可申請書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名 ㊦

（関係土地改良区連署）

土地改良区と 土地改良区は 事業を行うため 土地改良区連
合を設立したいので認可されたく、土地改良法第77条第2項の規定により、次の書類
を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 事業の実施に関する計画書
- 3 関係各土地改良区の当該土地改良区連合の設立に関する総会（総代会）の議事録
の謄本
- 4 共同して事業を行う場合にあっては、当該土地改良事業の事業費の細目及び資金
計画を記載した書面
- 5 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

第23号様式（第11条関係）

土地改良区連合設立認可申請書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名 ㊦

（関係土地改良区連署）

土地改良区と 土地改良区は 事業を共同して行うため 土地
改良区連合を設立したいので認可されたく、土地改良法第77条第2項の規定により、
次の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 土地改良事業計画書
- 3 関係各土地改良区の当該土地改良区連合の設立に関する総会（総代会）の議事録
の謄本
- 4 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 5 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

第24号様式（第11条関係）

所属土地改良区増加（減少）認可申請書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名 ㊤

（関係土地改良区連署）

土地改良区を当土地改良区連合の所属に加え（当土地改良区連合の所属から除き）たいので認可されたく、土地改良法第81条の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 増加（減少）の事由を記載した書面
- 2 変更後の定款
- 3 変更後の事業の実施に関する計画書
- 4 関係各土地改良区の所属土地改良区増加（減少）に関する総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 共同して事業を行う場合にあつては、変更後の土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 6 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 7 借入金に関する債権者の同意があつたことを証する書面（同意が得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

第24号様式（第11条関係）

所属土地改良区増加（減少）認可申請書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名 ㊤

土地改良区を当土地改良区連合の所属に加え（当土地改良区連合の所属から除き）たいので認可されたく、土地改良法第81条の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 増加（減少）の事由を記載した書面
- 2 変更後の定款
- 3 変更後の土地改良事業計画書
- 4 関係各土地改良区の所属土地改良区増加（減少）に関する総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 変更後の土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 6 業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 7 借入金に関する債権者の同意があつたことを証する書面（同意が得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3号様式その1、第7号様式、第22号様式、第23号様式及び第24号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存する土地改良区については、改正後の第22号様式の規定は、この規則の施行の日から起算して3年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。